

(株) ぽーれぽーれ介護職員等特定処遇改善手当に関する内規

制定：令和1年10月1日

(目的)

第1条 この内規は、給与退職金規程第3章手当（一時金）第27条に追加事項として、介護職員等特定処遇改善計画書に基づき賃金の改善を行うにあたり、基本的な考え方や対象者、支給方法等定める。

(基本的な考え方)

第2条 令和1年10月1日から施行される介護職員等特定処遇改善手当の賃金項目を「特定処遇改善手当」とし、**3つの事業所**（グループホーム・四十万デイ・野々市デイ）を**一括し**、各事業所の**管理者**（ホーム長・センター長・所長・主任・副主任等）の**賃金改善を大幅に行い管理者の意欲向上と介護職員のキャリアアップ**（専門的知識や能力の向上、昇進、高給等）を図る。また、**介護職員以外**の看護師や理学療法士、鍼灸マッサージ、事務員、運転手、厨房職員等**幅広く支給対象**とした。

(①②③の分け方)

第3条 2019年介護報酬改定に伴い、介護職員等特定処遇改善加算を算定するにあたり必須要件と事業所の裁量で決めることができる要件がある。必須的要件に①②③のグループ分けと改善額（平均）の比率を①：②：③＝2：1：0.5と決められている。②を1とし、①は2倍以上、③は0.5倍以下としなければならない。更に①は、賃金改善を行った結果年収440万以上または、月額8万以上の賃金改善を行わなければならないとなっている。

2 ①②③のグループ分けについて（66歳以上は対象外とした）

- ①の要件：
 - ・介護福祉士を取得している。
 - ・10年以上の介護の経験があること（他法人経験も含む）。
 - ・管理者（ホーム長・センター長・所長・主任）であること。
 - ・3つの事業所から各1名 計3名。
- ②の要件：
 - ・①以外の管理者。
 - ・介護職員（正社員、パート、定年後再雇用、無資格者）。
 - ・①以外のすべての介護職員。
- ③の要件：
 - ・介護職員以外の職員（看護師や理学療法士、鍼灸マッサージ師、事務職員、デイサービスの運転手、厨房職員）

(賃金改善)

第4条 以下の通り月額賃金改善を図る。

趣旨は、管理者の賃金アップ・意欲向上と介護職員の管理者を目指したキャリアアップ及び介護職以外の職種への配慮。

- ①・年収440万円以上（10,000円～15,000円）

- ②・管理者・次期管理者候補（9,000～15,000）
 - ・介護福祉士（5,000円）
 - ・介護職員・無資格（4,000円）
 - ・パート、定年後再雇用者（3,000円）

- ③・8時間勤務者（3,000円）
 - ・パート、定年後再雇用者（2,500円）

※上記金額は2019年1月～6月の実績をもとに見込み額として示したもので予定していた利用者の減少がみられた場合は見込み額を下回ることもある。

2 令和1年度における賃金改善実施期間は、令和1年10月1日～令和2年3月31日の6か月間で5月末に一括支給する。

令和2年度以降の支給（一括または毎月）については、各職員の意見を参考に管理者会議で決めるものとする。

(改廃)

第5条 この内規の改廃は、代表取締役社長の承認を必要とする。

附則

この内規は、令和1年10月1日から施行する。